

**再生可能エネルギーを活用する産業団地整備の実現可能性調査業務委託  
公募型プロポーザルの実施内容等に関する質問及び回答**

令和4(2022)年6月28日

栃木県産業労働観光部産業政策課企業立地班

NO	項 目	質 問	回 答
1	実施要領 4(4)	業務の一部を他企業に依頼する場合、共同体としての応募になるのですか。	<p>業務を主体的に行う企業が応募することとなります。</p> <p>なお、業務の一部を他企業に依頼する場合は、企画提案書にその旨記載願います。</p>
2	仕様書 第5条①	「県内の再生可能エネルギー」とは、どこまでを指すのでしょうか。たとえば、中山間地域（産業団地には適さない）での、小水力・雪・温泉熱、木質バイオなども含むとすると、把握するには調査からとなると、かかる業務量を考えると難しくなります。	<p>再生可能エネルギーについては、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものとして政令で定めるもの」と法律において定義されています。</p> <p>また政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。</p> <p>これらの中で、本県で調達可能な再生可能エネルギーの活用可能性について調査いただくことを考えております。</p>
3	仕様書 第5条①	「産業団地ごと」とは、一定規模以上、あるいは県企業局が整備した団地、などと考えてよろしいでしょうか。また、内容を踏まえると、すでに分譲を終了した団地が対象となると考えます。	<p>具体的な産業団地の規模や対象エリアは設定しておりません。企業局や土地開発公社等が県内で整備した全ての産業団地を調査対象として想定しております。</p> <p>県において、「栃木県産業団地立地企業一覧（令和2年版）」（産業団地ごとの立地企業数や業種などの情報が記載された冊子）がございましたので、参考として活用いただくことは可能です。</p>

NO	項目	質問	回答
4	仕様書 第5条①	立地企業数、立地業種は貴県で資料はお持ちと考えてよろしいでしょうか。	県において、「栃木県産業団地立地企業一覧（令和2年版）」（産業団地ごとの立地企業数や業種などの情報が記載された冊子）がございますので、参考として活用いただくことは可能です。
5	仕様書 第5条①	団地ごとの電力供給量は、自家発電や立地している新電力による発電事業者、立地企業以外の公共施設（大規模な工業団地の場合）等も考慮するのでしょうか。	産業団地ごとの電力供給量については、自家発電や立地している新電力による発電事業者、立地企業以外の公共施設（団地内の野球場や体育館など）は対象外となります。
6	仕様書 第5条①	「業種ごと」とは、“産業団地立地企業”ではなく県全体の場合と捉えてよろしいでしょうか。また、業種分類の大分類・中分類のどちらかと考えます。どちらで検討しますか。さらに、仮に“産業団地立地企業”ですと、上記立地企業数に加え、業種も把握しているのでしょうか。	業種ごとの電力需給量については、産業団地ごとではなく、県内全体での現況把握・整理を想定し、業種分類は中分類を想定しております。  県において、「栃木県産業団地立地企業一覧（令和2年版）」（産業団地ごとの立地企業数や業種などの情報が記載された冊子）がございますので、参考として活用いただくことは可能です。
7	仕様書 第5条①	企業ヒアリングによってニーズ把握等を行う場合、やはり業種ごとに行うことでよろしいでしょうか。その場合、団地立地に応じた業種・規模などによりますが、最低限のヒアリング数はありますか。	幅広い業種とのヒアリングを想定しております。  また、最低限のヒアリング数は設定しておりませんので、応募者の企画提案を参考に決定していきたいと考えております。
8	仕様書 第5条③	モデル検討には、立地企業数だけではなく業種も考慮すべきと考えます。モデル検討には、所在地が大きく影響します。3つのモデルの位置は指定されるものとして考えてよろしいでしょうか。	モデル検討にあたっては、県内での対象地域の指定はございません。一般的な産業団地の整備を想定し、整備手法の検討（モデル検討）を行っていただきたいと考えております。